

健康医療福祉部における災害対応体制等について

- 災害時に県庁の総力を挙げて県民の命・生活を守ることを目指し、今年度、防災危機管理局を中心に検討会議を立ち上げ、令和6年能登半島地震を踏まえた「災害対応体制」と「受援体制」の強化・見直しを検討している。
- 当部においては、これまでから災害時に備え体制を整えてきたところであるが、今回の能登半島地震では、医療と福祉の連携、要配慮者への支援、ボランティア等の受入調整、水道の復旧、およびペットの同行避難等についての課題が浮き彫りとなったところ。
- このことから、本県においても、昨年度までの取組の再確認を行い、更なる検討・取組を進めることで、より災害時にも強い体制を整えていくこととしている。

昨年度までの主な取組

(災害時対応体制)

- 防災危機管理局と連携した災害時保健・医療・福祉調整ワーキンググループにおける保健医療福祉調整本部体制の再構築
- 県総合防災訓練における試行

(災害派遣チーム(DWAT、保健師チーム等))

- チーム員の養成、資質向上に向けた研修の実施
- 被災地への各支援チームの派遣

(要配慮者支援)

- 防災危機管理局と連携した市町の直接訪問による個別避難計画および福祉避難所に関する課題等の聞き取り、必要な情報提供

(災害ボランティア)

- 県社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンター運営訓練
- 市町社会福祉協議会等を対象とした災害ボランティアセンターコーディネーター研修の実施

(応急給水、応急復旧)

- 県と水道事業者の情報伝達訓練、給水訓練
- 日本水道協会を中心とした被災地での応急給水、応急復旧支援

(災害時におけるペット対応)

- 「災害時ペット同行避難ガイドライン」を活用した市町や飼い主への周知啓発

今年度実施・検討する主な取組

(災害時対応体制)

- 保健医療福祉調整本部・地方本部、災害派遣チームにおける平時からの情報共有のためのしくみづくりの検討
- 県総合防災訓練における検証

(災害派遣チーム(DWAT、保健師チーム等))

- 能登半島地震における活動経験を踏まえ、各チーム間の連携強化に向けた研修、訓練の実施

(要配慮者支援)

- 当事者等の意見を踏まえた広域福祉避難所に関する協定の具体的な運用および一般避難所における福祉的配慮の推進に向けた検討

(災害ボランティア)

- ボランティアセンターにおけるマッチングへのITの活用
- ボランティア等の活動支援や活動調整を行う災害中間支援組織の育成に向けた検討

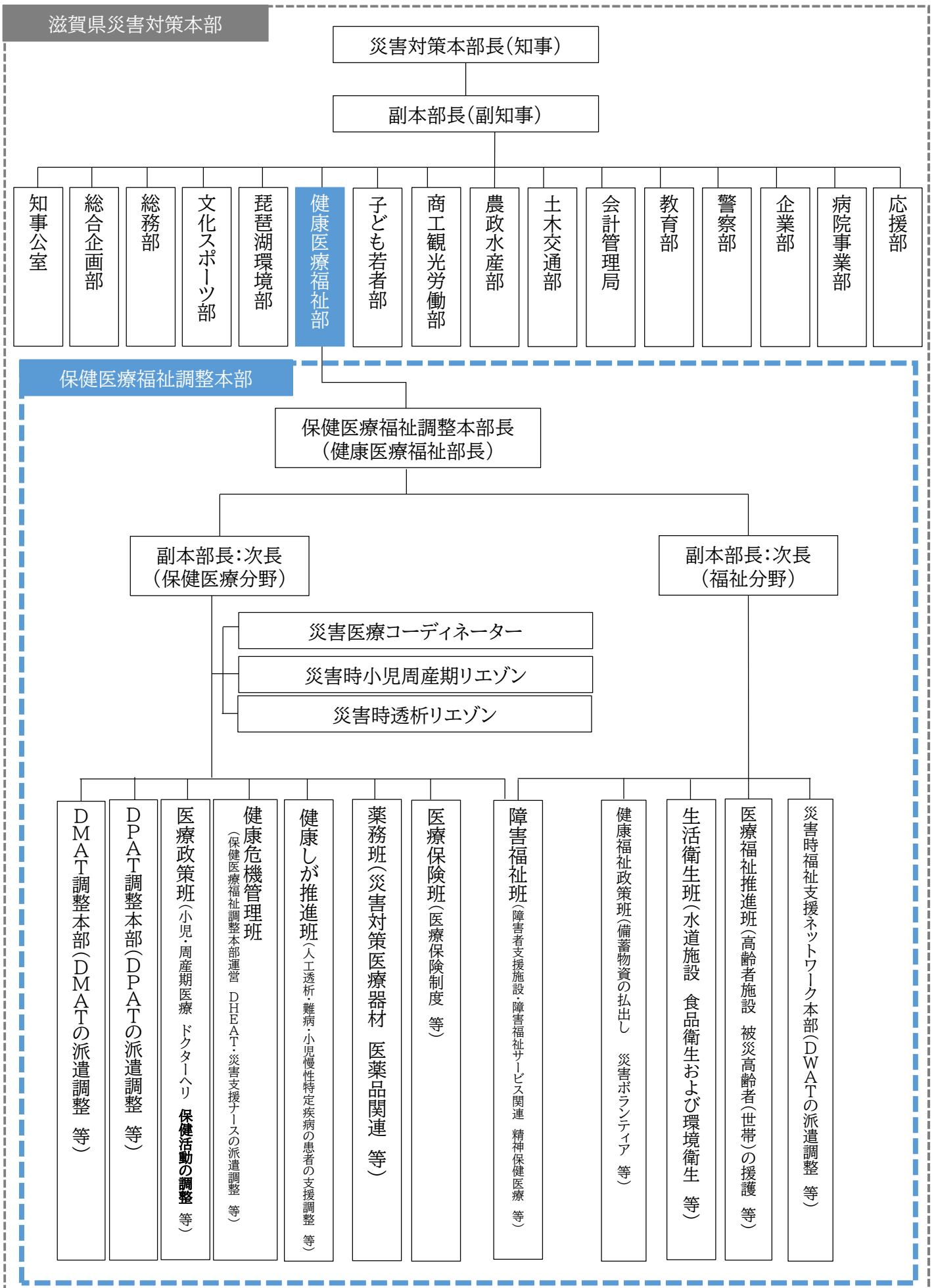
(応急給水、応急復旧)

- 水道台帳や管路図の電子化・共有等、水道事業者間の連携推進

(災害時におけるペット対応)

- 市町が実施する避難所運営訓練への技術支援
- 「災害時ペット同行避難ガイドライン」の改訂

滋賀県災害対策本部・保健医療福祉調整本部 組織図



【参考】

令和6年能登半島地震における支援等について（健康医療福祉部）

1. 人的支援(R6.5.2 現在) (人)

	県	市町	その他	計
DMAT〈災害派遣医療チーム〉			118	118
DHEAT〈災害時健康危機管理支援チーム〉	19	2		21
DWAT〈災害派遣福祉チーム〉			48	48
DPAT〈災害派遣精神医療チーム〉	4			4
給水・上水道復旧支援	4	133	43	180
災害支援ナース(滋賀県看護協会)			47	47
滋賀県JRAT(リハビリテーションチーム)			15	15
JDAT〈日本災害歯科支援チーム〉			16	16
介護職員等の派遣(厚生労働省からの要請)			37	37
保健師等の派遣	37	18		55
獣医師等の派遣	1		1	2
障害者入所施設に対する支援	3			3
合計	68	153	325	546

2. 物的支援

- ・ 食料(約83,000食)
- ・ 紙おむつ(乳幼児用と大人用 18,272枚)
- ・ 飲料水(500ml換算 20,664本)
- ・ 土のう袋(1,000袋)
- ・ 段ボールベッド(100箱)等

3. 相談窓口の設置等

- ・ 避難者支援相談窓口の設置(1/19～)
- ・ 義援金箱を設置(県庁本館1階および新館2階の総合窓口)(1/16～)
- ・ 災害見舞金を贈呈

4. 広域避難者への支援

- ・ 生活支援(2次避難者に対する食品、生活必需品等の提供)